

中小企業者に朗報。中小企業倒産防止共済制度の改正

1. 制度の概要

中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）は、取引先企業の倒産により、中小企業者が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止することを目的に、中小企業倒産防止共済法に基づいて、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する共済制度です。

加入後6ヶ月以上経過すれば、取引先の倒産で売掛金債権等が回収困難となった場合に、無利子・無担保・無保証人で共済金貸付けを受けることができます。また、取引先の倒産が無くても臨時に事業資金が必要になった場合には、解約手当金の範囲内で「一次貸付金」が受けられ、自己都合により解約せざる得ない状況になっても、掛金の納付期間が12ヶ月以上であれば80%以上の解約手当金（納付期間が40ヶ月以上の場合には、掛金総額の残高全額）が受け取れます。

さらに、税務上、掛金は全額、法人の場合は損金、個人の場合は事業所得の必要経費に算入できますので、企業防衛と税金対策の両面からメリットの大きな制度といえます。

2. 中小企業倒産防止共済制度の改正

平成22年4月21日に公布された「中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律」が平成23年10月1日に施行される予定です。これにより「掛金上限額の引き上げ」や「共済金の貸付限度額の引き上げ」、「償還期間の延長」などの制度改正が行われます。

主な改正点は、以下です。

改正内容	改正前	改正後
(1) 掛金月額の上限額引き上げ	8万円（年間96万円）	20万円（年間240万円）
(2) 掛金の上限引き上げ	320万円	800万円
(3) 共済金の貸付限度額引き上げ	3,200万円	8,000万円
(4) 一次貸付金の貸付限度額引き上げ	300万円	760万円
(5) 償還期間	一律5年	貸付額に応じて設定 （最長7年）

現在加入している事業者については、平成23年9月末時点で掛金の総額が320万円（制度改正前の積立限度額）未満であれば、特段の手続きは必要なく、自動的に800万円まで掛金の積立が続きます。同時点で掛金総額が320万円に達している事業者で、掛金の上限を800万円へと引き上げたい場合には、掛金納付の再開始の届出が必要です。

また、平成23年10月以降の掛金月額を増額する場合には、掛金月額変更の手続きが必要となりますが、この増額は掛金を前納（一括前払い）している場合でも行うことができます。

3. その他留意事項

そのほか、最近の改正事項として、共済金の貸付が受けられる取引先事業者の倒産事由に次の項目が追加されていますので、これらの事由に該当する取引先がないかどうか再度確認しておきましょう。

- (1) 「私的整理」(平成 22 年 7 月～)
- (2) 「災害による不渡り」(平成 23 年 4 月～)
- (3) 「特定非常災害による支払不能」(平成 23 年 4 月～)

詳細は、下記リンクをご確認下さい。

独立行政法人中小企業基盤整備機構 「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）
の制度改正について」

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/revision/index.html>